

# 経営セーフティ共済

中小企業を連鎖倒産から守ります！

取引先が突然、倒産・・・。

そんな「もしも」に備える安心のセーフティネット。

経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度）は、取引先事業者が倒産した際に、売掛金債権等（売掛金債権・前渡金返還請求権）について回収困難となった場合に、共済金の貸付けが受けられます。

## 共済金の借入れが受けられる取引先の倒産

- 法的整理
- 取引停止処分
- でんさいネットの取引停止処分
- 私的整理
- 災害による不渡り
- 災害によるでんさいの支払不能
- 特定非常災害による支払不能

## 共済金の借入れが受けられない取引先の倒産

- 夜逃げ

## 経営セーフティ共済の安心の4つのポイント

### ポイント1 無担保・無保証人で、掛金の10倍まで借入れ可能

共済金の借入れは、無担保・無保証人で受けられます。共済金貸付額の上限は「回収困難となった売掛金債権等の額」か「納付された掛金総額の10倍（最高8,000万円）」の、いずれか少ないほうの金額となります。

### ポイント2 取引先が倒産後、すぐに借入れできる

取引先の事業者が倒産し、売掛金などの回収が困難になったときは、その事業者との取引の確認が済み次第、すぐに借り入れることができます。

### ポイント3 掛金の税制優遇措置が受けられる

掛金月額が5,000円～20万円まで自由に選べ、増額・減額できます。また確定申告の際、掛金を損金（法人の場合）、または必要経費（個人事業主の場合）に算入できるので、節税効果があります。

### ポイント4 解約手当金が受けとれる

共済契約を解約された場合は、解約手当金を受け取れます。自己都合の解約であっても、掛金を12か月以上納めていれば掛金総額の8割以上が戻り、40か月以上納めていれば、掛金全額が戻ります（12か月未満は掛け捨てとなります）。

## 加入できる方（加入資格）

経営セーフティ共済には、継続して1年以上事業を行っている中小企業者で、以下の加入要件に該当する場合に、ご加入いただけます。

### ・会社または個人の事業者

会社または個人の事業者で下表の各業種において、「資本金の額または出資の総額」、「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

### ・組合

次のいずれかに該当する組合

企業組合、協業組合

共同生産、共同販売等の共同事業を行っている事業協同組合、事業協同小組合、商工組合

※医療法人、農事組合法人、NPO 法人、森林組合、農業協同組合、外国法人等は加入対象になりません。

くわしくは経営セーフティ共済のホームページをご覧ください

[経営セーフティ共済](#)

## 問い合わせ先

経営セーフティ共済のお申込み、ご不明な点は、お気軽に豊能町商工会までお問い合わせください。